

文化財保護法第93条第1項の届出について

1. 2部提出
2. 表紙の住所・氏名欄の横に印鑑を押していましたが、令和3年4月より不要となりました。(2部とも)
3. 別記2の事項について
1～3及び5～9までを記入して下さい。
5の工事概要について
基礎構造の概要、掘削に関する深度・幅・延長等、構築物の形状・規模等、添付図面で示す内容を可能な限り簡潔に記入すること。
4. 着手時期について
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事などを行うときは、発掘届出書を工事着手しようとする60日前までに府教育委員会教育長に届出なければなりません(文化財保護法第93条第1項)このため書類はできる限り早急に提出して下さい。
5. 添付書類について
次の種類を必ず2部共に付けて下さい。(図面はA4サイズ)
 - * 位置図
 - * 平面図
 - * 立面図
 - * 断面図(特に基礎図等工事の内容が具体的にわかる資料。浄化槽等を設置するときはその図面。造成などを行うときには切土・盛土を塗り分けた図)
6. 別記2の10. 参考事項には連絡先・担当者名を記入して下さい。

書類は、交野市教育委員会社会教育課文化財係(交野市立青年の家1階)に提出して下さい。なお記入不明な点等ございましたら電話にてお問い合わせ下さい。

電話番号(072)893-8111 / FAX(072)892-1700

